

高槻市第4次医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるものほか、高槻市第4次医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている医療施設等を支援することにより、地域医療体制の継続・維持を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者を支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 令和7年11月1日現在に高槻市内に開設している病院、診療所、薬局（健康保険法（大正11年法律第70号）第65条による指定を受けた病院、診療所、薬局をいう。以下同じ。）で、令和7年6月から令和7年11月までの燃料費、光熱費及び診療材料費等が前年同期と比較し、増加している者、もしくは、想定より増加している者とする。
- (2) 申請施設について、支援金の支給の申請をした日後も事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- (2) 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- (4) 特別養護老人ホーム内または併設する診療所
- (5) 高槻市が開設又は高槻市の委託等により運営する診療所
- (6) 令和7年度において、高槻市が実施する他の事業者向け物価高騰等支援金の交付を受けている、または、受ける予定である者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 特定機能病院 | 300万円 |
| (2) 地域医療支援病院 | 150万円 |
| (3) 200床以上の病床を有し、(1)(2)に該当しない病院 | 75万円 |
| (4) 200床未満の病床を有し、(1)(2)に該当しない病院 | 45万円 |
| (5) 有床診療所 | 30万円 |
| (6) 無床診療所 | 15万円 |
| (7) 薬局 | 15万円 |

(交付の申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高槻市第4次

医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を令和8年2月27日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、市長が必要と認める書類等を添付しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付の申請があったときは、次に掲げる事項を審査し、当該申請があつた日から30日以内に支援金の交付の可否を決定するものとする。

(1) 法令、条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。

(2) 申請の目的及び内容が適正であること。

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、支援金の交付を決定したときは、申請者に通知するものとする。なお、通知は、申請者への支援金の支払いをもって通知とみなす。

4 市長は、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市第4次医療施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

5 市長は、支援金の交付を決定するに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 市長が支援金の交付の目的を達成するため、申請者に対して報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めたときは、これらに協力すること。

(2) 法令、条例及び規則並びにこの要綱を遵守すること。

(3) その他市長が必要と認める条件

6 市長は、予算の範囲内で交付決定をするものとする。

(実績報告、支援金の額の確定)

第7条 この支援金は、第5条第1項の申請書兼請求書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(支援金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定により交付決定した日から30日以内に申請者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

(1) 対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正な手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻市第4次医療施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による返還の命令（以下「返還命令」という。）は、高槻市第4次医療

施設等物価高騰対策支援金交付返還命令書（様式第4号）により行うものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第10条 申請者は、第9条第1項の規定による取消しにより、支援金の返還を求められたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を求められた支援金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 申請者は、第1項に定める場合を除き、支援金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、申請者が第1項又は前項の規定により支援金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

- 第11条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(譲渡等の禁止)

- 第12条 申請者は、支援金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(理由の提示)

- 第13条 市長は、第9条第1項の規定による交付決定の取消し、返還命令その他のこの要綱に基づく指示をするときは、申請者に対し、その理由を示すものとする。

(委任)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

(有効期限)

- 第15条 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。